

認証取得の手引き

—国際フェアトレード認証の取得をお考えの方へ—

2018年10月

認定NPO法人フェアトレード・ラベル・ジャパン



目次

1. フェアトレードの概要

2. 認証組織の概要

3. 認証サービスのご紹介

Appendix

1. フェアトレードの概要

1-1. フェアトレードの仕組み

フェアトレードは、通常の貿易では時に「アンフェア」な貿易構造を見直し、
貧困の解決や持続可能な生産を実現する仕組み

「アンフェア」なトレード – “Unfair” trade –

- 市場価格の情報や販売先の選択肢の欠如により、生産者は、安く買い叩かれてしまう



引き起こされる問題

- 生産者の生活水準低下
 - コスト削減を目的とした児童労働
 - 過剰な農薬による環境破壊・健康被害
- など

フェアトレード – Fairtrade –

- 適正な価格で生産物を買取ると共に、国際フェアトレード基準に沿った持続可能な生産を支援



問題解決のための
国際フェアトレード基準

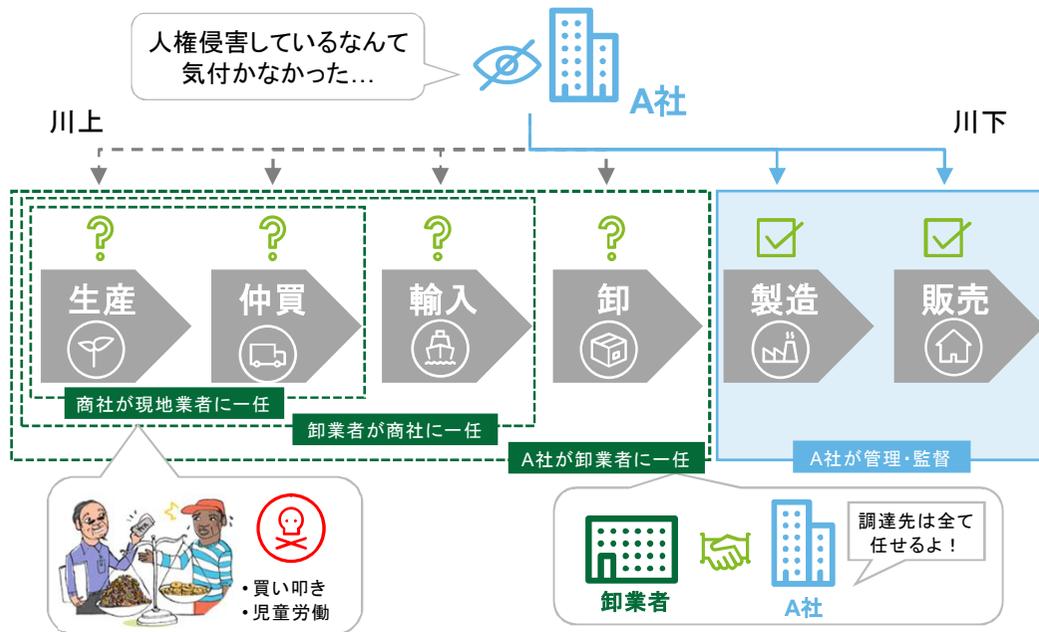
- 適正価格の保証・プレミアムの支払
 - 児童労働の禁止
 - 環境に優しい生産
- など

1. フェアトレードの概要

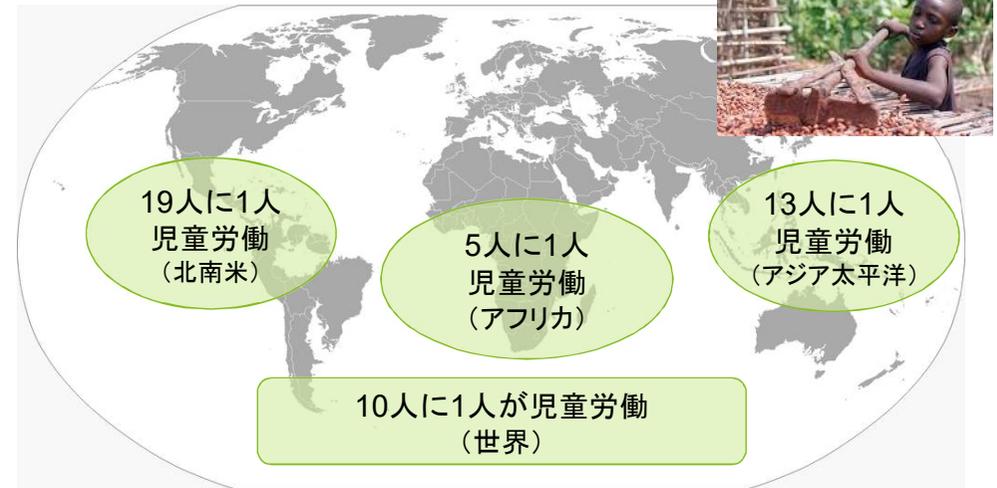
1-2. フェアトレードの背景

企業は、途上国の生産・製造現場の労働状況等のすべてを把握しているわけではないため、気付かないうちに「アンフェア」なトレードに加担していることがある

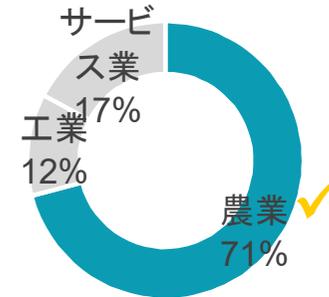
- (ケース)メーカーA社が調達を卸業者に一任してしまい、調達に関わる他社の労働・取引状況を把握せず、気付かないうちに生産地で人権侵害が発生



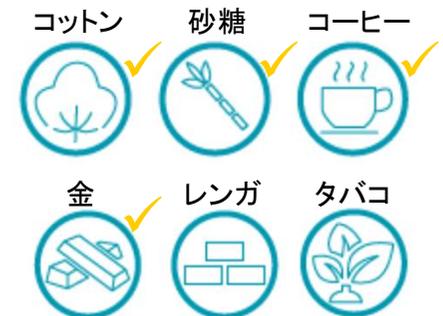
- 世界の子ども10人に1人は児童労働※者であり、現実には多くの企業が意図せず関わっている



児童労働が問題となっている産業



児童労働が問題となっている産品

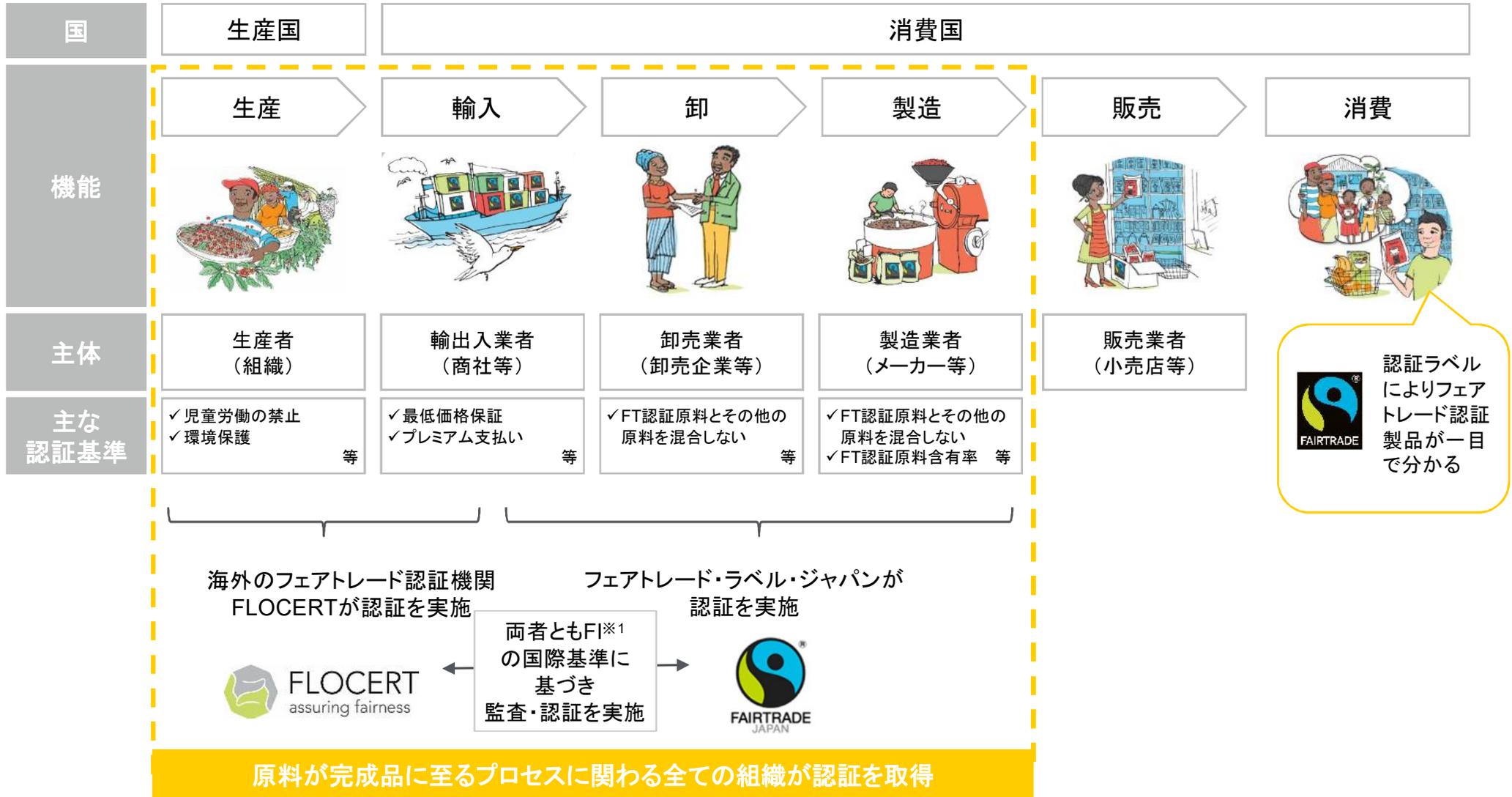


✓ ... フェアトレードの注力分野

※参照: <https://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang--ja/index.htm>

1-3. 国際フェアトレード認証の仕組み(1/2)

国際フェアトレード認証は、製品のサプライチェーン全体を通して国際フェアトレード基準を満たしていることを認証し、認証製品に目印としてラベルを貼付する仕組み



※1 FIとは、国際フェアトレードラベル機構(Fairtrade International)

※2 海外からフェアトレード認証された最終製品を輸入・販売する事業者は、フェアトレード・ラベル・ジャパンへの登録が必要です

1-3. 国際フェアトレード認証の仕組み(2/2)

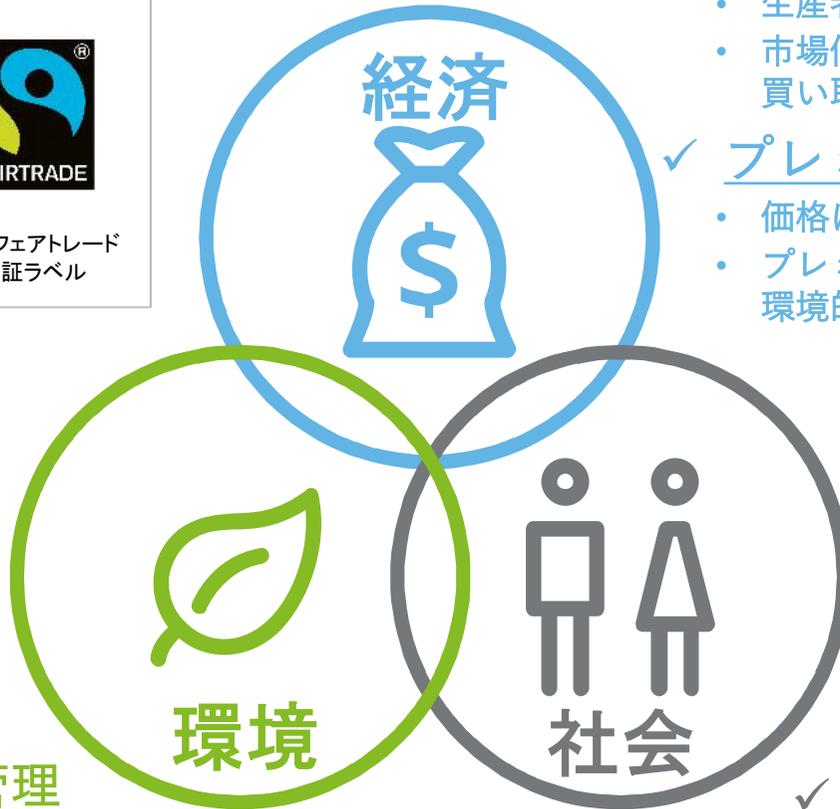
国際フェアトレード認証は、「経済」「社会」「環境」の軸を持つ国際フェアトレード基準を満たす組織・製品を認証する

国際フェアトレード基準

- 「経済」「社会」「環境」の3つの軸の基準
- サプライチェーン全体で基準を満たす認証製品に、認証ラベルを貼付できる



国際フェアトレード
認証ラベル



✓ 最低価格の保証

- 生産者に対する適正価格を確保
- 市場価格暴落の際も、一定の価格(最低価格)で買い取ることで生産者の生活を保障

✓ プレミアムの支払

- 価格に上乗せして生産者組織に奨励金を支払う
- プレミアムは、組合や地域の経済的・社会的・環境的開発のために使われる

✓ 農薬の使用削減・管理

- 過度な農薬の使用を禁止し、生産者の健康被害と環境破壊を防止する

✓ 土壌・水源の保全

- 土壌や水源を保全

✓ 児童労働の禁止

- 17才以下の子どもの労働を禁止

✓ 安全な労働環境

- 労働時間や労働環境に規定を設け、安全な労働環境を確保

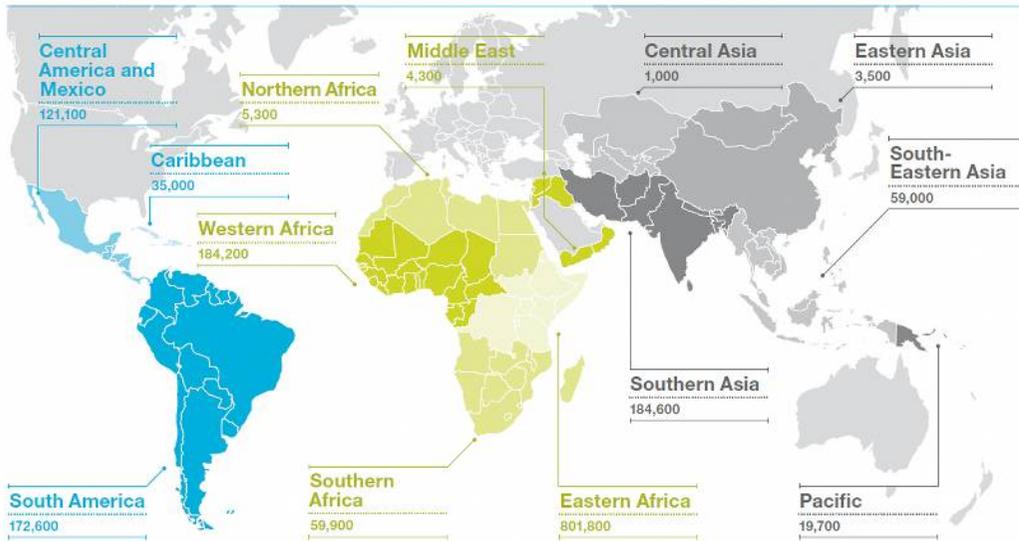
1. フェアトレードの概要

1-4. 国際フェアトレード認証のインパクト(1/2)

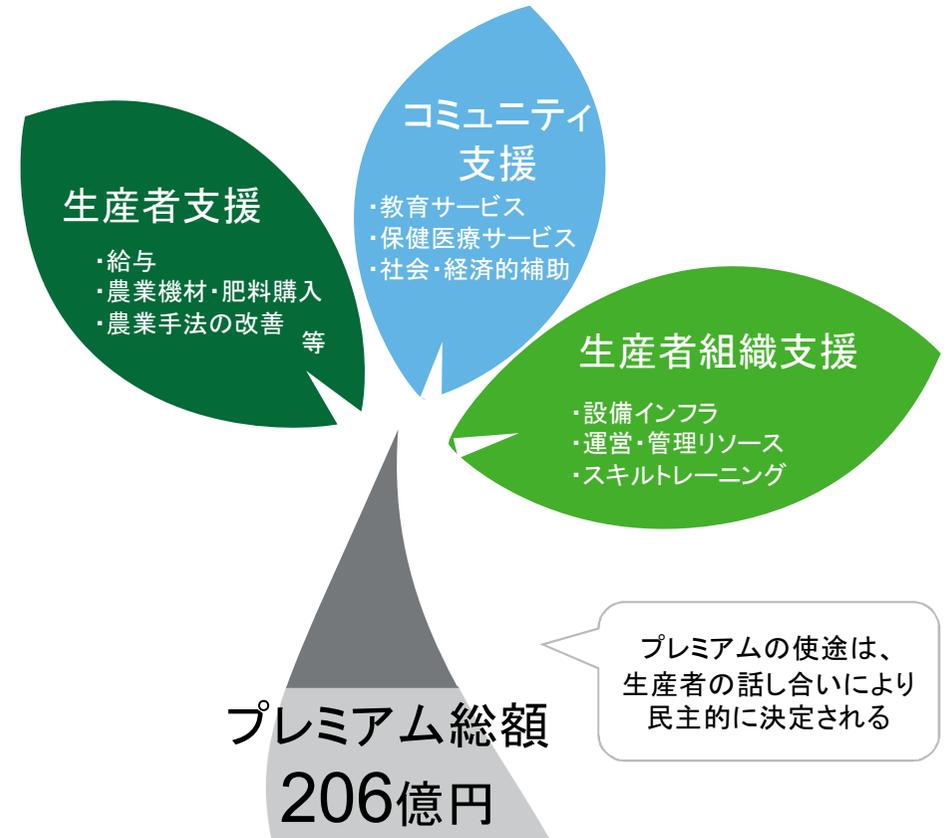
フェアトレードにより、73 か国の生産者・労働者167万人が経済・社会・環境面の利益を享受

- 生産者・労働者約167 万人が、搾取や児童労働、劣悪な労働環境から逃れ、持続可能な生産を行うことを実現

- 世界で約年間206億円のプレミアムが生産者に支払われ、生産地コミュニティ全体の開発に活用されている



【フェアトレード参加生産者数】



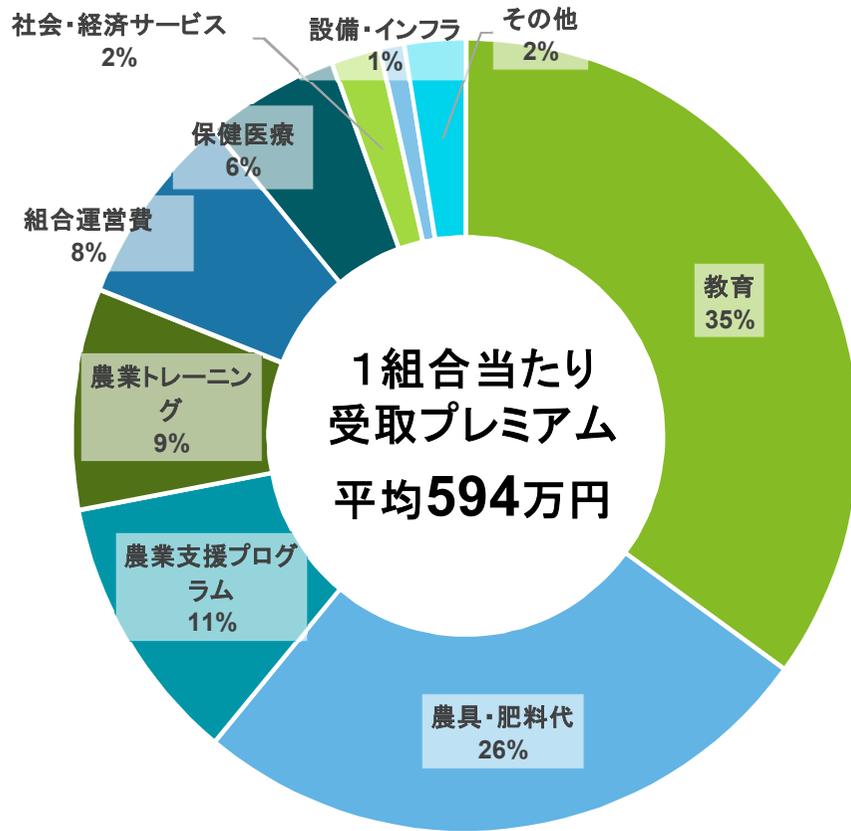
出所: Fairtrade International Scope and benefits of fairtrade monitoring report 9th Edition 2018年8月の為替レートを使用

1. フェアトレードの概要

1-4. 国際フェアトレード認証のインパクト(2/2)

【事例】コットン生産者組織には、年間平均594万円のプレミアムが支払われ、地域の子ども達の教育や保健医療、農業生産の品質改善等に使われた

1組合あたりプレミアムの使途内訳
(コットン生産者・2015年)



※プレミアムの金額: Fairtrade International Scope and benefits of fairtrade monitoring report 9th Editionより試算(2018年8月為替レートを使用)
※プレミアムでできることの事例: FLOCERT audit report, Unicef及びWorld Bank等の公表数値を参考値として試算

プレミアムでできること(例)

教育
35%
(約208万円)

学校
3教室
建設



Photo: Kate Fishpool / Fairtrade Foundation

農具・肥料代
26%
(約154万円)

トラクター
14台
購入



Photo: Fairtrade International

農業支援プログラム
11%
(約65万円)

生産者
1500人分
種子の生産



Photo: Fairtrade International

保健・医療
6%
(約33万円)

ワクチン
4000回分
感染症対策の
蚊帳
500個



Photo: World Bank

(参考)国際フェアトレード認証の付与対象

下記の国で生産された下記製品について、国際フェアトレード認証の対象となりうる



対象生産国・地域

■ 経済的・社会的要素を考慮し、開発途上国を中心に多くの国が対象

アジア・太平洋

- 東アジア: 中国、北朝鮮、モンゴル
- 南アジア: バングラデシュ、インド、イラン、パキスタン、スリランカ等
- 東南アジア: カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナム等
- 西アジア: アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア等
- 中央アジア: カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン等
- 環太平洋諸国: フィジー、パプアニューギニア、ミクロネシア等

アフリカ・中東

- 北アフリカ: アルジェリア、エジプト、リビア、モロッコ、スーダン等
- 中東: イラク、ヨルダン、レバノン、パレスチナ、シリア等
- 西アフリカ: カメルーン、コートジボワール、ガーナ、ナイジェリア等
- 東アフリカ: エチオピア、ケニア、ルワンダ、ウガンダ、タンザニア等
- 南アフリカ: マラウィ、モザンビーク、南アフリカ、ザンビア等

ラテンアメリカ・カリブ地域

- 中央アメリカ: ブラジル、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、ホンジュラス等
- カリブ地域: キューバ、ドミニカ共和国、ハイチ等
- 南アメリカ: アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ等



対象製品

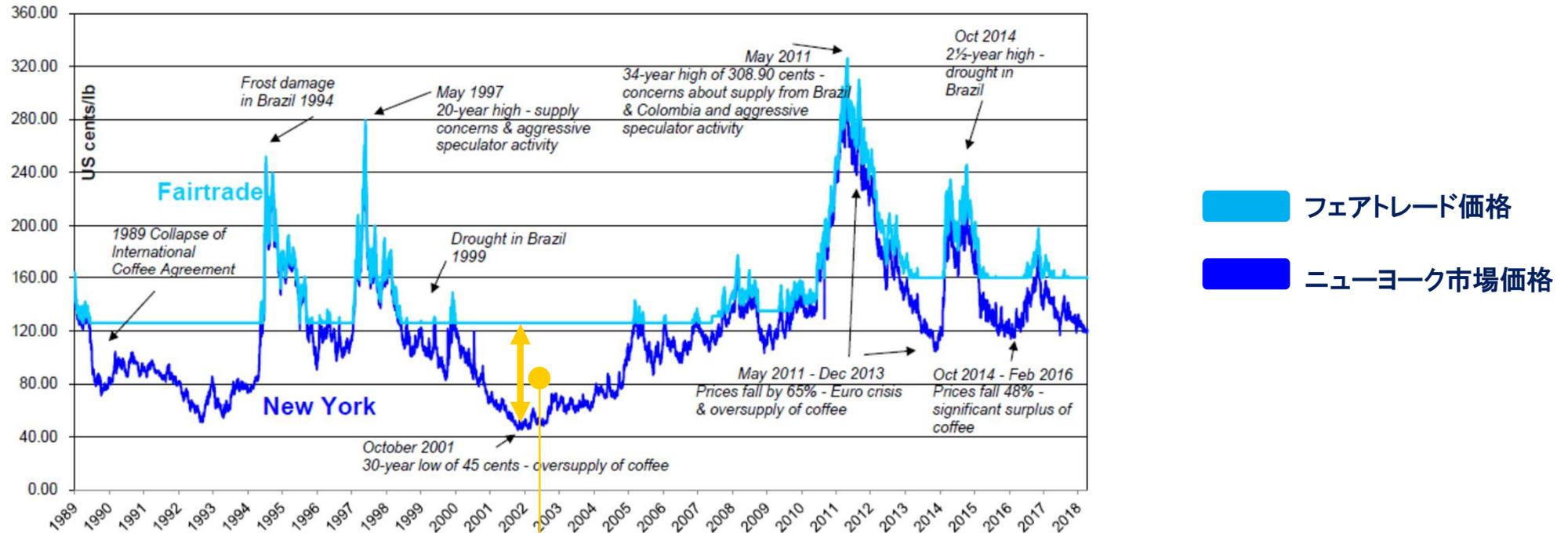
■ 搾取や児童労働等が起こりやすい製品を中心に、様々な製品が対象

- ✓ コーヒー
- ✓ カカオ (カカオ豆、カカオマス、ココアバター、ココアパウダー)
- ✓ 茶 (紅茶、緑茶、烏龍茶等)
- ✓ はちみつ
- ✓ ナッツ (アーモンド、カシューナッツ、マカデミアナッツ、ピーナッツ、くるみ等)
- ✓ オイルシード (ココナッツ、オリーブ、オリーブオイル、ゴマ、シアバター、大豆、アルガン油等)
- ✓ 穀物 (キヌア、米等)
- ✓ 生鮮果物 (バナナ、グレープフルーツ、レモン、ライチ、マンゴー、パイナップル等)
- ✓ 野菜 (じゃがいも、豆類も含む)
- ✓ 加工果物・野菜 (ドライフルーツ・野菜、フルーツジュース等)
- ✓ ハーブ、スパイス (カモミール、ルイボス、ミント、バニラ、シナモン、ジンジャー、サフラン等)
- ✓ 砂糖
- ✓ コットン
- ✓ 花・植物
- ✓ スポーツボール

(参考) 最低価格保証とは

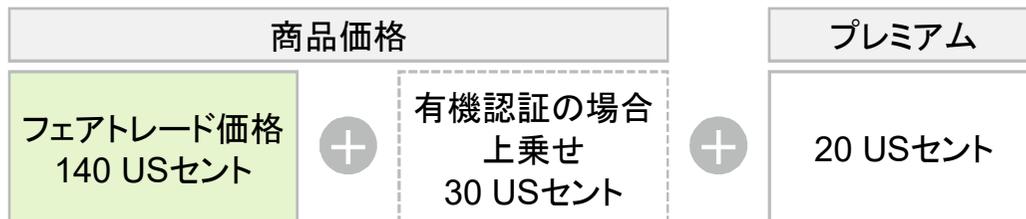
国際フェアトレード認証を受けた商品は、市場価格が暴落しても「フェアトレード価格」で売買が行われる

■ 市場価格とフェアトレード価格の比較(アラビカコーヒー・1989年ー2018年)



→ 市場価格が暴落しても、フェアトレード最低価格を保証

(参考) 生産者はフェアトレード価格にプレミアム等を加えた金額を受け取る



2. 認証組織の概要

2-1. フェアトレード・ラベル・ジャパン (FLJ) 概要

FLJは、国内唯一の「国際フェアトレード認証ラベル」認証機関であり、大手企業を含め国内約80の組織に対して認証を付与



認定NPO法人
フェアトレード・ラベル・ジャパン

設立	1993年11月
----	----------

所在	東京都中央区日本橋富沢町11-6 英守東京ビル3F
----	---------------------------

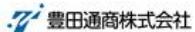
事業	<p>■ <u>国際フェアトレード認証の認証・ライセンス事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国際フェアトレードラベル機構※に加盟するラベル認証機関 ✓ 日本国内で同機構の認証ラベルの使用を許可する唯一の法人 	 <p>国際フェアトレード 認証ラベル</p>
	<p>■ <u>フェアトレードの普及・啓発事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 教育機関、政府・自治体、民間企業、公益法人、メディア等と連携し、普及・啓発活動を実施 	

※国際フェアトレードラベル機構 (Fairtrade International)

- 現在世界で最も認知されているフェアトレード推進組織の一つ
- 世界各国で独自に展開されていたフェアトレードラベル推進組織を束ねるアンブレラ組織として、1997年に設立

■ 実績：国際フェアトレード認証 国内約80組織が参加(※1)

【参加組織例】

			
三菱商事	伊藤忠商事	ワタル	兼松
			
スターバックス コーヒー	キーコーヒー	UC上島珈琲	キャメル珈琲
			
森永製菓	立花商店	大東カカオ	エスビー
			
コメダ	イオン トップバリュ	コープ	フラワー オークション
			
クラブハウ	豊田通商	福助	AGF

2-2. 国際フェアトレードラベル機構 (FI) 概要

FLJが加盟する FI は、100カ国以上が参加し、世界で最も認知されたフェアトレード・ラベル推進団体の一つとなっている



国際フェアトレードラベル機構
— Fairtrade International —

- 1988年以降世界各国で展開されていたフェアトレードラベル推進組織を束ねるアンブレラ組織として、1997年に設立
- 2016年より欧州委員会(EC)の戦略的パートナーとして連携



【実績】



6,100社以上の企業が参加

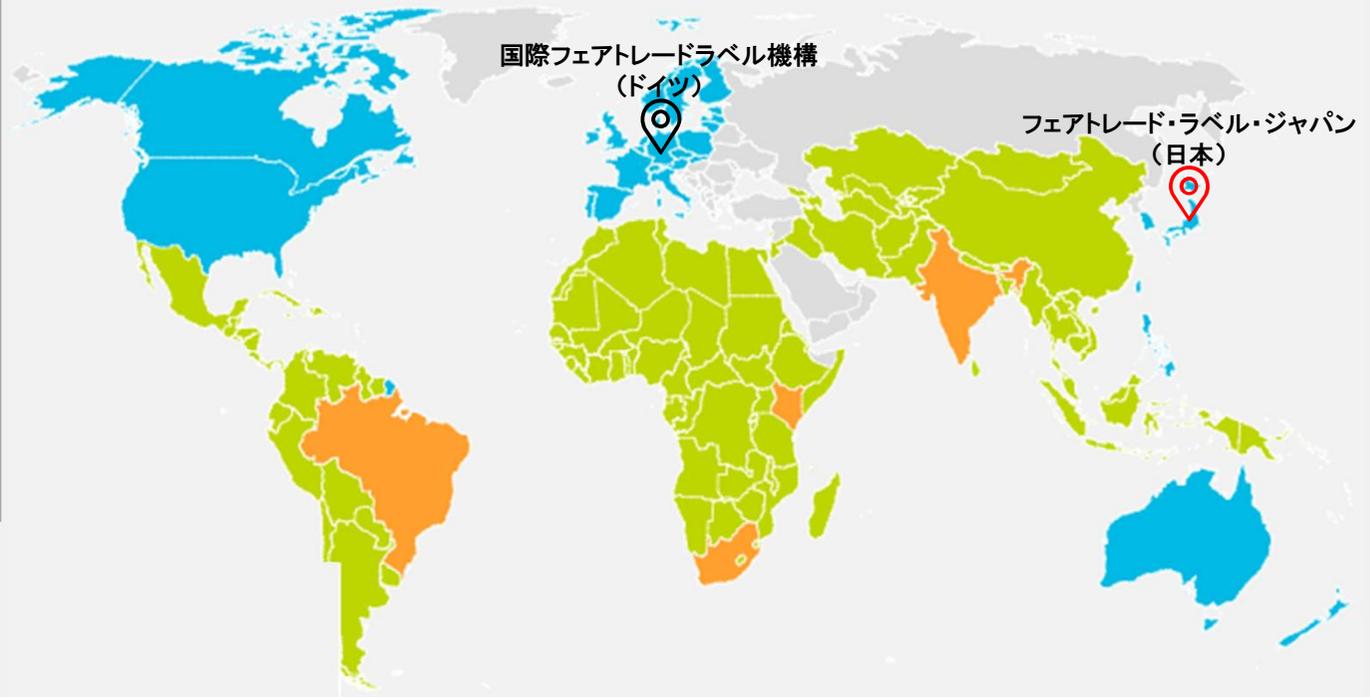


165万人以上の生産者・労働者が参加



世界130か国以上で**3万種類以上**の認証製品が流通

国際フェアトレード認証 参加国



- 消費国(ラベル推進組織が存在)
- 生産国(生産者組織が存在)
- 消費国かつ生産国

※2014年時点

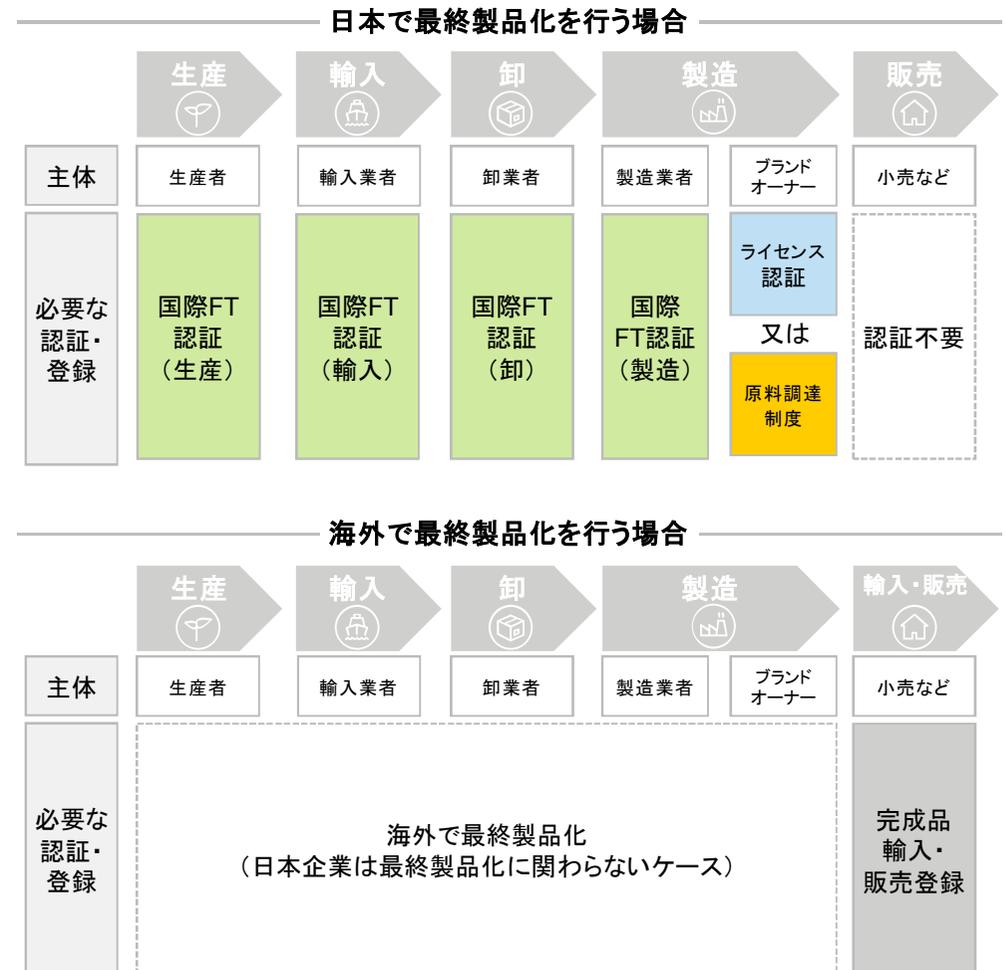
3. 認証サービスの御紹介

認証サービスの全体像

【国際フェアトレード認証サービスの全体像】

	サービス	対象	内容
認証	国際フェアトレード認証 (輸入・卸・製造)	輸入・卸・製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が、基準を満たして認証製品(・原料)の輸入・卸・製造を行うことを認証
	ライセンス認証	ブランドオーナー	<ul style="list-style-type: none"> 商品が、認証製品であるための基準を満たすことを認証 事業者が、認証製品に認証ラベルを貼付することを許可
	国際フェアトレード原料調達制度 (FSI)	ブランドオーナー	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が、認証原料の調達拡大目標を設定・宣言することを認証
登録	完成品輸入・販売登録	完成品の輸入・販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> 海外で最終製品化され、認証された製品を輸入・販売することを登録

【サプライチェーンの各主体に必要な認証・登録例】



※国際フェアトレード認証は、原料が最終製品化するまでに原料・製品の所有権を保持する組織が取得する必要があります

※国際フェアトレード原料調達制度は、ブランドオーナーが取得するケースが大半ですが、輸入・卸・製造事業者も取得可能です

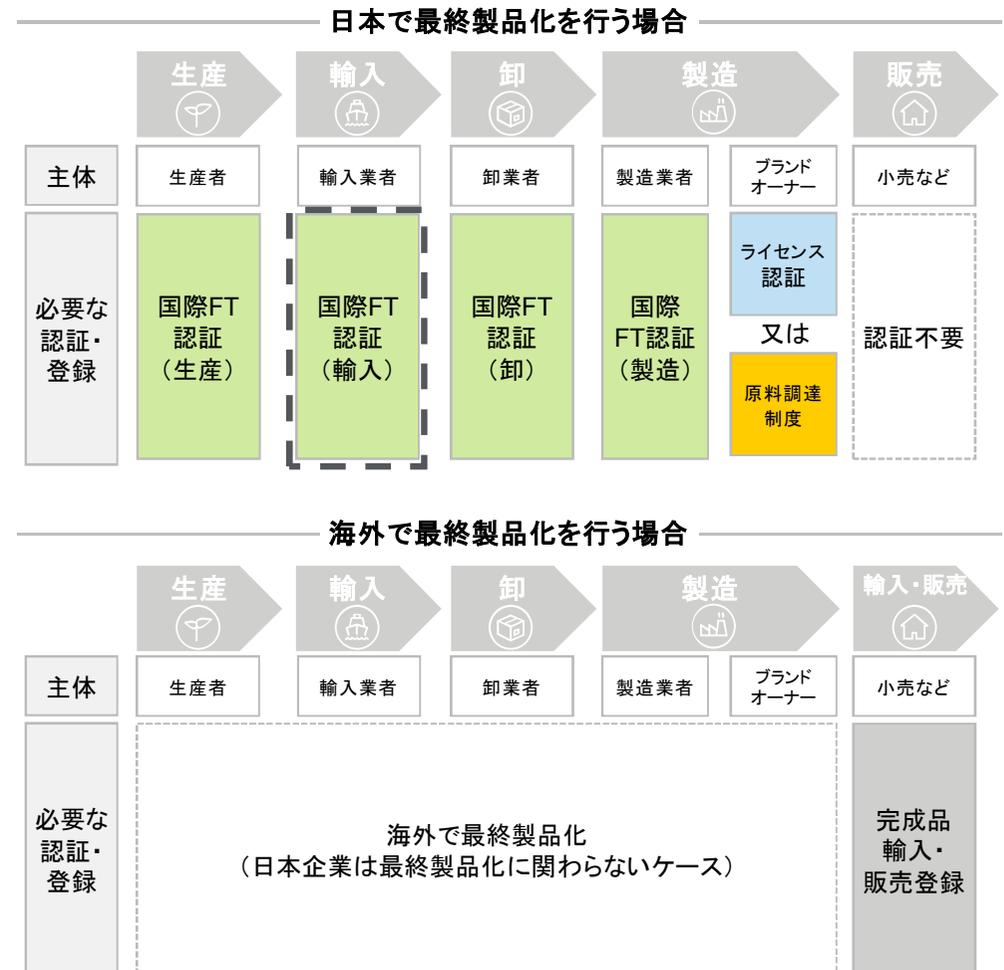
国際フェアトレード認証(輸入)

4つの認証・登録サービスのうち、 国際フェアトレード認証(輸入)について今回ご紹介します

【国際フェアトレード認証サービスの全体像】

	サービス	対象	内容	
認 証	国際フェアトレード認証 (輸入・卸・製造)	輸入・卸・ 製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が、基準を満たして認証製品(・原料)の輸入・卸・製造を行うことを認証 	★ 今 回 ご 紹 介
	ライセンス認証	ブランド オーナー	<ul style="list-style-type: none"> 商品が、認証製品であるための基準を満たすことを認証 事業者が、認証製品に認証ラベルを貼付することを許可 	
	国際フェアトレード原料調達制度 (FSI)	ブランド オーナー	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が、認証原料の調達拡大目標を設定・宣言することを認証 	
登 録	完成品輸入・ 販売登録	完成品の 輸入・販売 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 海外で最終製品化され、認証された製品を輸入・販売することを登録 	

【サプライチェーンの各主体に必要な認証・登録例】



※国際フェアトレード認証は、原料が最終製品化するまでに原料・製品の所有権を保持する組織が取得する必要があります

※国際フェアトレード原料調達制度は、ブランドオーナーが取得するケースが大半ですが、輸入・卸・製造事業者も取得可能です



今回ご提案する
認証サービス

国際フェアトレード認証(輸入)

国際フェアトレード認証(輸入)は、貴社が国際フェアトレード基準を満たして輸入を実施していることを認証するサービスです

サービス

■ 国際フェアトレード認証(輸入)

- 貴社が国際フェアトレード基準を満たして認証原料を輸入していることを認証します



Photo: Sean Hawkey

■ その他連携サービス

- 弊団体ステークホルダー会合への参加
- 販路開拓・プロモーションに係るご相談対応
- 社内教育施策への協力



※1 茶、カカオ、ジュース、砂糖は書類上のトレーサビリティのみが要求されています

認証の詳細

【フェアトレード サプライチェーン上の位置づけ】



主な基準

- 認証原料・製品の物理的分別(※1)
 - ✓ サプライチェーンの全ての段階において、認証原料(製品)を非認証原料(製品)と物理的に分別すること
- フェアトレード最低価格保証
 - ✓ 市場価格とフェアトレード最低価格のうち、高額な方の金額を生産者に対して支払う
- プレミアムの支払
 - ✓ 価格に上乗せして、フェアトレードプレミアムを支払う

A
詳細

フェアトレード 開始までの 手続き期間

- 約2か月
 - FT原料・製品の取扱い開始後最大9か月間は「仮認証」となり、初回監査を経て「認証取得」となります。

B
詳細

費用

- 初回認証料
- 年間認証料

C
詳細

A 国際フェアトレード認証(輸入)の基準

国際フェアトレード基準の全体像と 輸入業者に適用される基準

具体的な基準の例

1 一般要求事項

✓ …… 本認証に適用される基準

1.1 認証原料(製品)の取扱いの権利 ✓

1.2 国際フェアトレード認証ラベルの使用 ✓

2 取引

2.1 トレーサビリティ ✓

2.2 製品の配合割合 ✓

3 生産

3.1 労働者の権利 ✓

3.2 環境保護 ✓

4 ビジネスと発展

4.1 契約 ✓

4.2 価格とフェアトレードプレミアム ✓

4.3 タイムリーな支払い ✓

4.4 融資へのアクセス ✓

4.5 計画のための調達及び市場情報 ✓

4.6 リスクの共有 ✓

4.7 能力・組織基盤の強化 ✓

4.8 誠実に行われる取引 ✓

1.1.2. 監査の受け入れ

- ✓ 自社施設に対する告知ありなしの監査を受け入れ、監査人に要求された情報開示を行うこと

2.1.1. 認証原料(製品)書類上の識別

- ✓ 購入と販売の書類(例:送り状、納品書、注文書)において、認証原料(製品)をフェアトレードとして明確に識別すること

2.1.3. 認証原料(製品)の物理的な分別

- ✓ サプライチェーンのすべての段階において、認証原料(製品)を非認証原料(製品)と物理的に分別すること

4.2.1. フェアトレード最低価格保証

- ✓ 市場価格とフェアトレード最低価格のうち、高額な方の金額を生産者に対して支払う
 - ・ フェアトレード最低価格は、価格データベースで定められている

2.1.3. プレミアムの支払

- ✓ 価格に上乗せして、フェアトレードプレミアムを支払うこと。プレミアムはいかなる場合も値引きをしてはならない
 - ・ プレミアムの金額は、価格データベースで定められている

※上記基準のうち、本認証に適用されない基準は、サプライチェーン上の貴社以外の組織が、他に認証を通じて遵守することで、フェアトレードを成り立たせています

B 国際フェアトレード認証(輸入・卸・製造)の取得手続き

認証商品の取引開始まで

1	申請書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記の申請書類をメール/郵送でFLJに提出 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 様式A(国際フェアトレード認証申請書) ➢ 様式K(認証に関する内容確認書)※原本又はスキャンファイル ➢ 添付文書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記簿謄本(コピー又はスキャンファイル) ・ 事業概要がわかる書類(会社案内、パンフレット、活動報告書など) ・ 会社全体の年間総売上高が確認できる書類
2	認証契約書の内容確認	<ul style="list-style-type: none"> ■ 書類審査後、FLJから送付される契約書の内容を確認する
3	初回認証料の振込(契約締結)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 送付される請求書に従って、初回認証料を振込む
4	契約書・仮認証書の受領	<ul style="list-style-type: none"> ■ FLJから契約書及び仮認証書が送付される

国際フェアトレード基準を順守して、原料調達、製造、販売を開始

認証商品の取引開始後

時期	手続
4半期毎	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原料購入・製造・販売状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ フェアトレード製品の原料購入・製造・販売数量等に関して、指定のフォーマットで四半期ごとに報告が必要となります
1~2年毎	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 1~2年毎に、実地又は書類による監査を実施致します(認証サイクルは3年です) ・ 初回監査は、左記4.仮認証書の発行後6か月以内に実施します
新規FT製品取扱い開始時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製品申請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規製品が国際フェアトレード基準を満たすか審査するため、申請が必要となります ・ 新規製品のレシピ等に関する申請と、新規製品のパッケージ上のラベル使用に関する申請

※ 認証商品の取引開始までの手続に約2か月要し、契約締結後は報告や監査の受け入れが必要となります

C 国際フェアトレード認証(輸入・卸・製造)の認証費用

	費用(税抜き)			御支払の タイミング
	年間総売上高 100億円以上	年間総売上高 1億円以上100億円未満	年間総売上高 1億円未満	
初回認証料	20万円 (追加製品ごとに+3万円)	15万円 (追加製品ごとに+2万円)	5万円 (追加製品ごとに+1万円)	契約締結時
年間認証料	15万円 (追加製品ごとに+3万円)	12万円 (追加製品ごとに+2万円)	5万円 (追加製品ごとに+1万円)	毎年

■ 上記費用は、生産者支援・フェアトレード普及活動に充てられます

※年間総売上高は、企業全体の売上高を指す

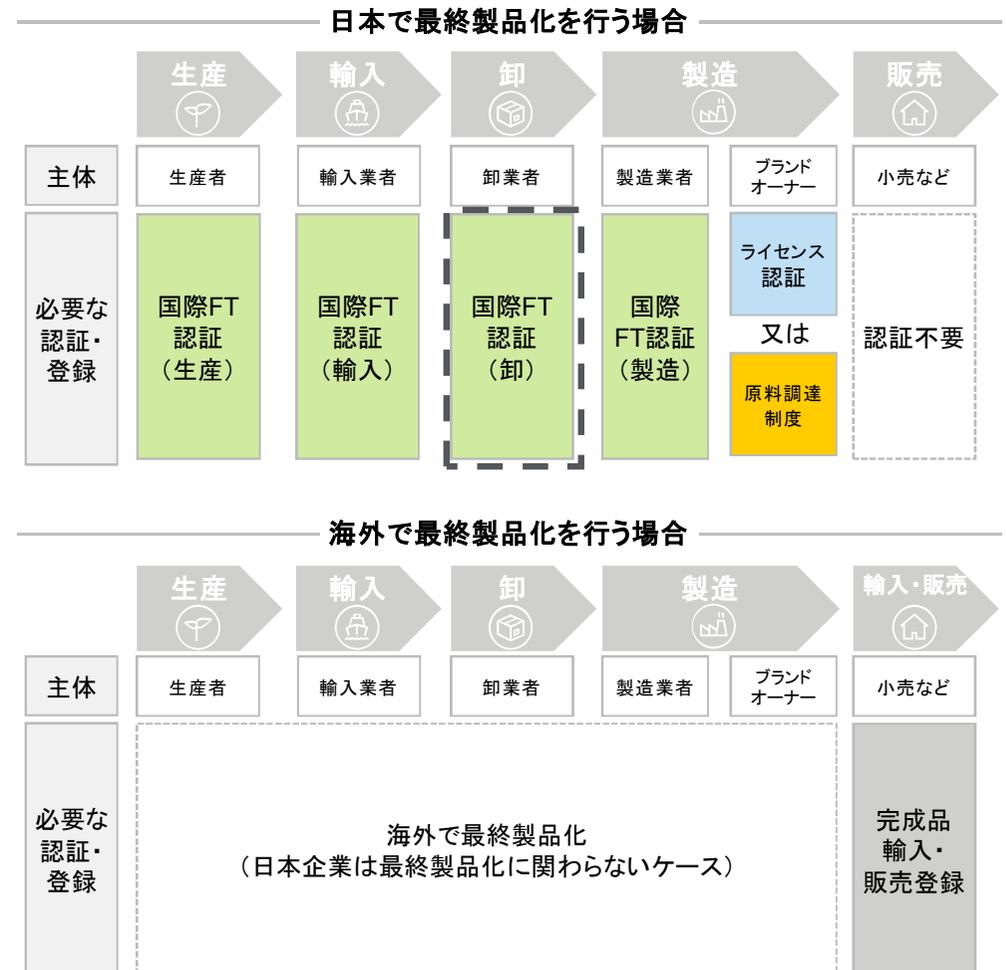
国際フェアトレード認証(卸)

4つの認証・登録サービスのうち、 国際フェアトレード認証(卸)について今回ご紹介します

【国際フェアトレード認証サービスの全体像】

	サービス	対象	内容	
認 証	国際フェアトレード認証 (輸入・卸・製造)	輸入・卸・ 製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が、基準を満たして認証製品(・原料)の輸入・卸・製造を行うことを認証 	★ 今 回 ご 紹 介
	ライセンス認証	ブランド オーナー	<ul style="list-style-type: none"> 商品が、認証製品であるための基準を満たすことを認証 事業者が、認証製品に認証ラベルを貼付することを許可 	
	国際フェアトレード原料調達制度 (FSI)	ブランド オーナー	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が、認証原料の調達拡大目標を設定・宣言することを認証 	
登 録	完成品輸入・ 販売登録	完成品の 輸入・販売 事業者	<ul style="list-style-type: none"> 海外で最終製品化され、認証された製品を輸入・販売することを登録 	

【サプライチェーンの各主体に必要な認証・登録例】



※国際フェアトレード認証は、原料が最終製品化するまでに原料・製品の所有権を保持する組織が取得する必要があります

※国際フェアトレード原料調達制度は、ブランドオーナーが取得するケースが大半ですが、輸入・卸・製造事業者も取得可能です



今回ご提案する
認証サービス

国際フェアトレード認証(卸)

国際フェアトレード認証(卸)は、貴社が国際フェアトレード基準を満たして卸売を実施していることを認証するサービスです

サービス

■ 国際フェアトレード認証(卸)

- 貴社が国際フェアトレード基準を満たして認証原料を卸売りしていることを認証します



Photo:Sean Hawkey

■ その他連携サービス

- 弊団体ステークホルダー会合への参加
- 販路開拓・プロモーションに係るご相談対応
- 社内教育施策への協力



※1 茶、カカオ、ジュース、砂糖は書類上のトレーサビリティのみが要求されています

認証の詳細

【フェアトレード サプライチェーン上の位置づけ】



主な基準

■ 認証原料・製品の物理的分別(※1)

- ✓ サプライチェーンの全ての段階において、認証原料(製品)を非認証原料(製品)と物理的に分別すること

A
詳細

■ 認証原料(製品)書類上の識別

- ✓ 購入と販売の書類(例:送り状、納品書、注文書)において、認証原料(製品)をフェアトレードとして明確に識別すること

フェアトレード 開始までの 手続き期間

■ 約2か月

FT原料・製品の取扱い開始後最大9か月間は「仮認証」となり、初回監査を経て「認証取得」となります。

B
詳細

費用

- 初回認証料
- 年間認証料

C
詳細



A 国際フェアトレード認証(卸)の基準

国際フェアトレード基準の全体像と卸業者に適用される基準

具体的な基準の例

1 一般要求事項

✓ …… 本認証に適用される基準

1.1 認証原料(製品)の取扱いの権利 ✓

1.2 国際フェアトレード認証ラベルの使用 ✓

2 取引

2.1 トレーサビリティ ✓

2.2 製品の配合割合

3 生産

3.1 労働者の権利 ✓

3.2 環境保護 ✓

4 ビジネスと発展

4.1 契約

4.2 価格とフェアトレードプレミアム

4.3 タイムリーな支払い

4.4 融資へのアクセス ✓

4.5 計画のための調達及び市場情報 ✓

4.6 リスクの共有

4.7 能力・組織基盤の強化 ✓

4.8 誠実に行われる取引 ✓

1.1.2. 監査の受け入れ

✓ 自社施設に対する告知あり/なしの監査を受け入れ、監査人に要求された情報開示を行うこと

2.1.1. 認証原料(製品)書類上の識別

✓ 購入と販売の書類(例:送り状、納品書、注文書)において、認証原料(製品)をフェアトレードとして明確に識別すること

2.1.3. 認証原料(製品)の物理的な分別

✓ サプライチェーンのすべての段階において、認証原料(製品)を非認証原料(製品)と物理的に分別すること

3.1.1. 国際・国内労働法の遵守

✓ 国際労働機関(ILO)の協定及び国内の労働法について、違反の兆候がないこと

3.1.1. 環境法の遵守

✓ 国内で適用される環境法規を認識していること(法規に従って、環境保護の指針や行動計画を定めている等)

※上記基準のうち、本認証に適用されない基準は、サプライチェーン上の貴社以外の組織が、他に認証を通じて遵守することで、フェアトレードを成り立たせています

B 国際フェアトレード認証(輸入・卸・製造)の取得手続き

認証商品の取引開始まで

1	申請書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記の申請書類をメール/郵送でFLJに提出 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 様式A(国際フェアトレード認証申請書) ➢ 様式K(認証に関する内容確認書)※原本又はスキャンファイル ➢ 添付文書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記簿謄本(コピー又はスキャンファイル) ・ 事業概要がわかる書類(会社案内、パンフレット、活動報告書など) ・ 会社全体の年間総売上高が確認できる書類
2	認証契約書の内容確認	<ul style="list-style-type: none"> ■ 書類審査後、FLJから送付される契約書の内容を確認する
3	初回認証料の振込(契約締結)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 送付される請求書に従って、初回認証料を振込む
4	契約書・仮認証書の受領	<ul style="list-style-type: none"> ■ FLJから契約書及び仮認証書が送付される

国際フェアトレード基準を順守して、原料調達、製造、販売を開始

認証商品の取引開始後

時期	手続
4半期毎	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原料購入・製造・販売状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ フェアトレード製品の原料購入・製造・販売数量等に関して、指定のフォーマットで四半期ごとに報告が必要となります
1~2年毎	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 1~2年毎に、実地又は書類による監査を実施致します(認証サイクルは3年です) ・ 初回監査は、左記4.仮認証書の発行後6か月以内に実施します
新規FT製品取扱い開始時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製品申請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規製品が国際フェアトレード基準を満たすか審査するため、申請が必要となります ・ 新規製品のレシピ等に関する申請と、新規製品のパッケージ上のラベル使用に関する申請

※ 認証商品の取引開始までの手続に約2か月要し、契約締結後は報告や監査の受け入れが必要となります

C 国際フェアトレード認証(輸入・卸・製造)の認証費用

	費用(税抜き)			御支払の タイミング
	年間総売上高 100億円以上	年間総売上高 1億円以上100億円未満	年間総売上高 1億円未満	
初回認証料	20万円 (追加製品ごとに+3万円)	15万円 (追加製品ごとに+2万円)	5万円 (追加製品ごとに+1万円)	契約締結時
年間認証料	15万円 (追加製品ごとに+3万円)	12万円 (追加製品ごとに+2万円)	5万円 (追加製品ごとに+1万円)	毎年

■ 上記費用は、生産者支援・フェアトレード普及活動に充てられます

※年間総売上高は、企業全体の売上高を指す

国際フェアトレード認証(製造)

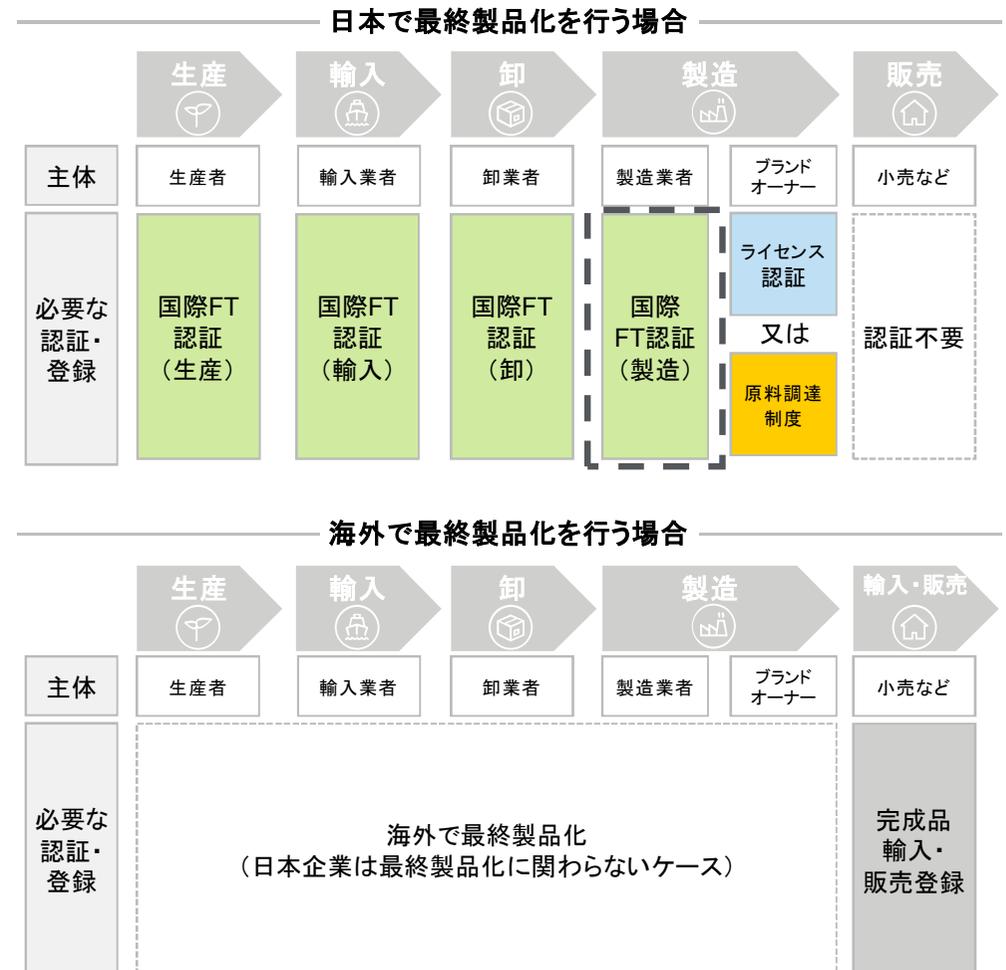


4つの認証・登録サービスのうち、 国際フェアトレード認証(製造)について今回ご紹介します

【国際フェアトレード認証サービスの全体像】

	サービス	対象	内容	
認証	国際フェアトレード認証 (輸入・卸・製造)	輸入・卸・製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が、基準を満たして認証製品(・原料)の輸入・卸・製造を行うことを認証 	★今回ご紹介
	ライセンス認証	ブランドオーナー	<ul style="list-style-type: none"> 商品が、認証製品であるための基準を満たすことを認証 事業者が、認証製品に認証ラベルを貼付することを許可 	
登録	国際フェアトレード原料調達制度(FSI)	ブランドオーナー	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が、認証原料の調達拡大目標を設定・宣言することを認証 	
	完成品輸入・販売登録	完成品の輸入・販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> 海外で最終製品化され、認証された製品を輸入・販売することを登録 	

【サプライチェーンの各主体に必要な認証・登録例】



※国際フェアトレード認証は、原料が最終製品化するまでに原料・製品の所有権を保持する組織が取得する必要があります

※国際フェアトレード原料調達制度は、ブランドオーナーが取得するケースが大半ですが、輸入・卸・製造事業者も取得可能です



今回ご提案する
認証サービス

国際フェアトレード認証(製造)

国際フェアトレード認証(製造)は、貴社が国際フェアトレード基準を満たして製造を実施していることを認証するサービスです

サービス

■ 国際フェアトレード認証

- 貴社が国際フェアトレード基準を満たして認証製品を製造していることを認証します



Photo: James Rodriguez

■ その他連携サービス

- 弊団体ステークホルダー会合への参加
- 販路開拓・プロモーションに係るご相談対応
- 社内教育施策への協力



※1茶、カカオ、ジュース、砂糖は書類上のトレーサビリティのみが要求されています

認証の詳細

【フェアトレード サプライチェーン上の位置づけ】



主な基準

■ 認証原料・製品の物理的分別(※1)

- ✓ サプライチェーンの全ての段階において、認証原料(製品)を非認証原料(製品)と物理的に分別すること

A
詳細

■ 国際・国内労働法の遵守

- ✓ 国際労働機関(ILO)の協定及び国内の労働法について、違反の兆候がないこと

フェアトレード 開始までの 手続き期間

■ 約2か月

FT原料・製品の取扱い開始後最大9か月間は「仮認証」となり、初回監査を経て「認証取得」となります。

B
詳細

費用

- 初回認証料
- 年間認証料

C
詳細



A 国際フェアトレード認証(製造)の基準

国際フェアトレード基準の全体像と 製造業者に適用される基準

具体的な基準の例

1 一般要求事項

✓ …… 本認証に適用される基準

1.1 認証原料(製品)の取扱いの権利 ✓

1.2 国際フェアトレード認証ラベルの使用 ✓

2 取引

2.1 トレーサビリティ ✓

2.2 製品の配合割合 ✓

3 生産

3.1 労働者の権利 ✓

3.2 環境保護 ✓

4 ビジネスと発展

4.1 契約

4.2 価格とフェアトレードプレミアム

4.3 タイムリーな支払い

4.4 融資へのアクセス ✓

4.5 計画のための調達及び市場情報 ✓

4.6 リスクの共有

4.7 能力・組織基盤の強化 ✓

4.8 誠実に行われる取引 ✓

1.1.2. 監査の受け入れ

✓ 自社施設に対する告知ありなしの監査を受け入れ、監査人に要求された情報開示を行うこと

2.1.1. 認証原料(製品)書類上の識別

✓ 購入と販売の書類(例:送り状、納品書、注文書)において、認証原料(製品)をフェアトレードとして明確に識別すること

2.1.3. 認証原料(製品)の物理的な分別

✓ サプライチェーンのすべての段階において、認証原料(製品)を非認証原料(製品)と物理的に分別すること

3.1.1. 国際・国内労働法の遵守

✓ 国際労働機関(ILO)の協定及び国内の労働法について、違反の兆候がないこと

3.1.1. 環境法の遵守

✓ 国内で適用される環境法規を認識していること(法規に従って、環境保護の指針や行動計画を定めている等)

※上記基準のうち、本認証に適用されない基準は、サプライチェーン上の貴社以外の組織が、他に認証を通じて遵守することで、フェアトレードを成り立たせています



B 国際フェアトレード認証(輸入・卸・製造)の取得手続き

認証商品の取引開始まで

1	申請書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記の申請書類をメール/郵送でFLJに提出 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 様式A(国際フェアトレード認証申請書) ➢ 様式K(認証に関する内容確認書)※原本又はスキャンファイル ➢ 添付文書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記簿謄本(コピー又はスキャンファイル) ・ 事業概要がわかる書類(会社案内、パンフレット、活動報告書など) ・ 会社全体の年間総売上高が確認できる書類
2	認証契約書の内容確認	<ul style="list-style-type: none"> ■ 書類審査後、FLJから送付される契約書の内容を確認する
3	初回認証料の振込(契約締結)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 送付される請求書に従って、初回認証料を振込む
4	契約書・仮認証書の受領	<ul style="list-style-type: none"> ■ FLJから契約書及び仮認証書が送付される

国際フェアトレード基準を順守して、原料調達、製造、販売を開始

認証商品の取引開始後

時期	手続
4半期毎	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 原料購入・製造・販売状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ フェアトレード製品の原料購入・製造・販売数量等に関して、指定のフォーマットで四半期ごとに報告が必要となります
1~2年毎	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 1~2年毎に、実地又は書類による監査を実施致します(認証サイクルは3年です) ・ 初回監査は、左記4.仮認証書の発行後6か月以内に実施します
新規FT製品 取扱い開始時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製品申請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規製品が国際フェアトレード基準を満たすか審査するため、申請が必要となります ・ 新規製品のレシピ等に関する申請と、新規製品のパッケージ上のラベル使用に関する申請

※ 認証商品の取引開始までの手続に約2か月要し、契約締結後は報告や監査の受け入れが必要となります

C 国際フェアトレード認証(輸入・卸・製造)の認証費用

	費用(税抜き)			御支払の タイミング
	年間総売上高 100億円以上	年間総売上高 1億円以上100億円未満	年間総売上高 1億円未満	
初回認証料	20万円 (追加製品ごとに+3万円)	15万円 (追加製品ごとに+2万円)	5万円 (追加製品ごとに+1万円)	契約締結時
年間認証料	15万円 (追加製品ごとに+3万円)	12万円 (追加製品ごとに+2万円)	5万円 (追加製品ごとに+1万円)	毎年

■ 上記費用は、生産者支援・フェアトレード普及活動に充てられます

※年間総売上高は、企業全体の売上高を指す

ライセンス認証

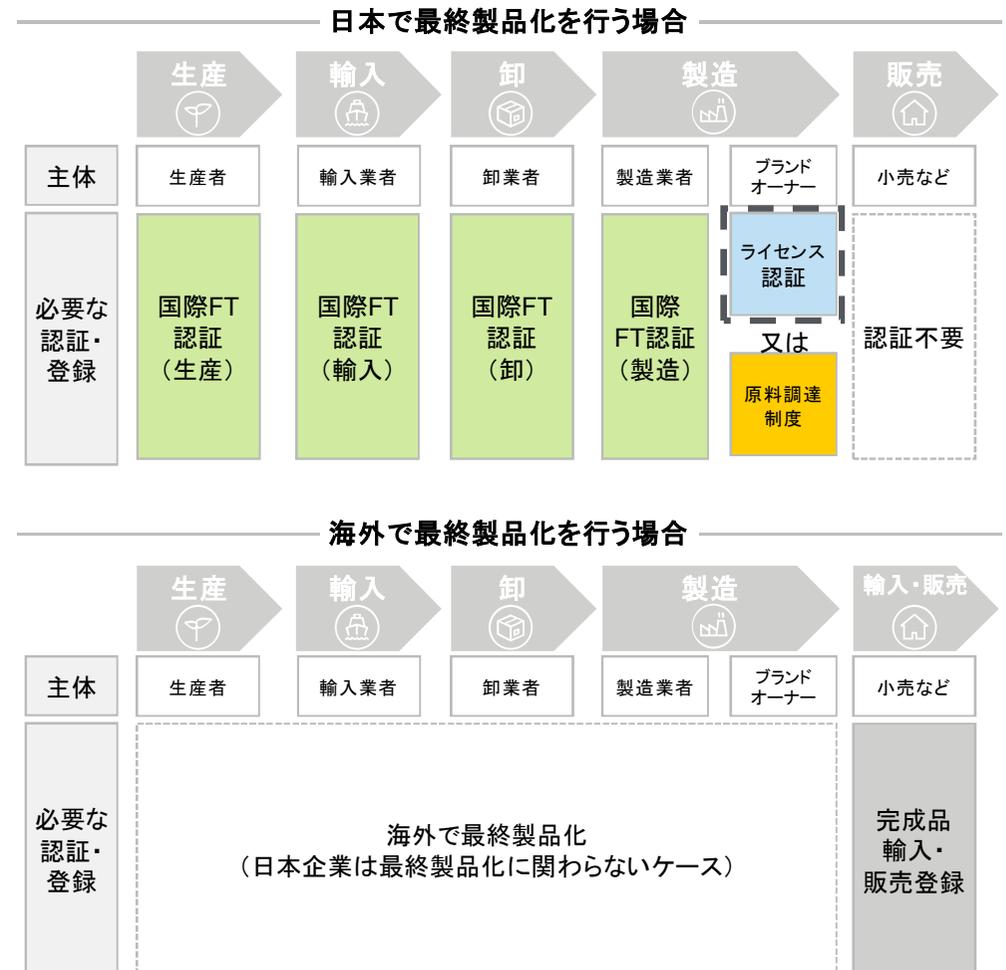
4つの認証・登録サービスのうち、ライセンス認証について今回ご紹介します

【国際フェアトレード認証サービスの全体像】

	サービス	対象	内容
認 証	国際フェアトレード認証 (輸入・卸・製造)	輸入・卸・製造事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が、基準を満たして認証製品(原料)の輸入・卸・製造を行うことを認証
	ライセンス認証	ブランドオーナー	<ul style="list-style-type: none"> 商品が、認証製品であるための基準を満たすことを認証 事業者が、認証製品に認証ラベルを貼付することを許可
	国際フェアトレード原料調達制度 (FSI)	ブランドオーナー	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が、認証原料の調達拡大目標を設定・宣言することを認証
登 録	完成品輸入・販売登録	完成品の輸入・販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> 海外で最終製品化された認証製品を輸入・販売することを登録

★今回ご紹介

【サプライチェーンの各主体に必要な認証・登録例】



※国際フェアトレード認証は、原料が最終製品化するまでに原料・製品の所有権を保持する組織が取得する必要があります

※国際フェアトレード原料調達制度は、ブランドオーナーが取得するケースが大半ですが、輸入・卸・製造事業者も取得可能です



今回ご提案する
認証サービス

ライセンス認証

ライセンス認証は、貴社の製品が国際フェアトレード基準を満たす製品であることを認証し、認証ラベルの使用権を付与する認証サービスです

サービス

■ ライセンス認証

- 貴社製品に対して、国際フェアトレード基準を満たす製品であることを認証します
- 認証製品について、国際フェアトレード認証ラベルの貼付が可能となります



Photo: Jakub Kaliszewski



国際フェアトレード
認証ラベル

■ その他連携サービス

- 弊団体ステークホルダー会合への参加
- 販路開拓・プロモーションに係るご相談対応
- 社内教育施策への協力



認証の詳細

【フェアトレード サプライチェーン上の位置づけ】



<p>主な基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ フェアトレード認証原料の使用 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2種類以上の原料から作られる製品の場合、入手可能な認証原料を最大限使用すること(※例外承認あり) ✓ 1種類の原料から作られる製品の場合、認証原料を100%使用すること(異なる産地のブレンド等は可) ■ 認証原料が全原材料重量の20%以上である <ul style="list-style-type: none"> ✓ 水・乳成分が50%を超える製品の場合は、水・乳成分を除いて計算 	<p>A 詳細</p>
<p>フェアトレード 開始までの 手続き期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 約2か月 <p>※FT原料・製品の取扱い開始後6年間は「仮認証」となり、6年後の初回監査を経て「認証取得」となります。</p>	<p>B 詳細</p>
<p>費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初回認証料 ■ ライセンス料 	<p>C 詳細</p>

※本認証は、貴社の企画商品について国際フェアトレード基準を満たすことを認証するものであり、フェアトレード原料・製品の輸入・製造・販売を貴社が実施する場合は、別途認証が必要になります

A

ライセンス認証の基準

国際フェアトレード基準の全体像と
ライセンス認証に適用される基準

具体的な基準の例

1 一般要求事項

✓ …… 本認証に適用される基準

1.1 認証原料(製品)の取扱いの権利 ✓

1.2 国際フェアトレード認証ラベルの使用 ✓

2 取引

2.1 トレーサビリティ

2.2 製品の配合割合 ✓

3 生産

3.1 労働者の権利

3.2 環境保護

4 ビジネスと発展

4.1 契約

4.2 価格とフェアトレードプレミアム

4.3 タイムリーな支払い

4.4 融資へのアクセス

4.5 計画のための調達及び市場情報

4.6 リスクの共有

4.7 能力・組織基盤の強化

4.8 誠実に行われる取引 ✓

1.1.2. 監査の受け入れ

- ✓ 自社施設に対する告知ありなしの監査を受け入れ、監査人に要求された情報開示を行うこと

1.2.1. 認証ラベルの使用

- ✓ 各認証製品のパッケージや販促物における認証ラベルの使用について、FLJに申請し許可を得ていること

2.2.1. 「可能な限りすべて」のルール

- ✓ 2種類以上の原料から作られる製品の場合、最大限の種類 of 原料において、認証を受けた原料を使用する
 - 品質不十分や供給不安定等の理由による例外適用可能
 (関連)1種類の原料から作られる製品の場合、認証原料を100%使用すること
 - 異なる産地の認証コーヒー豆のブレンド等は可

2.2.2. 認証原料最低含有率

- ✓ 認証原料が全原材料重量の20%以上であること
 - 加工前の重量をベースに計算
 - 水・乳成分が50%を超える製品の場合は、水・乳成分を除いて計算

※上記基準のうち、本認証に適用されない基準は、サプライチェーン上の貴社以外の組織が、他に認証を通じて遵守することで、フェアトレードを成り立たせています

※認証製品・原料は、国際フェアトレード認証を取得した事業者から購入する必要があります
※2.2.1や2.2.2の遵守が困難な場合は、原料調達制度の認証取得をご検討下さい

B

ライセンス認証の取得手続き

認証商品の取引開始まで

1	申請書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記の申請書類をメール/郵送でFLJに提出 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 様式A(国際フェアトレード認証申請書) ➢ 様式K(認証に関する内容確認書)※原本又はスキャンファイル ➢ 添付文書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の登記簿謄本(コピー又はスキャンファイル) ・ 事業概要がわかる書類(会社案内、パンフレット、活動報告書など) ・ 会社全体の年間総売上高が確認できる書類
2	認証契約書の内容確認	<ul style="list-style-type: none"> ■ 書類審査後、FLJから送付される契約書の内容を確認する
3	初回認証料の振込	<ul style="list-style-type: none"> ■ 送付される請求書に従って、初回認証料を振込む
4	契約書・仮認証書の受領	<ul style="list-style-type: none"> ■ FLJから契約書及び仮認証書が送付される
5	製品申請・ラベル使用申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記の申請書類をFLJに提出し、製品の認証及び認証ラベル使用許可を取得する <ul style="list-style-type: none"> ➢ 様式B(認証製品申請書)

認証商品の取引開始後

時期	手続
4半期毎	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製造・販売状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ フェアトレード製品の製造・販売数量等に関して、指定のフォーマットで四半期ごとに報告が必要となります
約3年毎	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監査の受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ・ 約3年毎に、実地又は書類による監査を実施致します ※認証サイクルは6年です ※輸入・卸・製造の認証も同時に取得する場合は、そちらの認証サイクル、監査頻度が適用されます。
新規FT製品取扱い開始時	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 製品申請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規製品が国際フェアトレード基準を満たすか審査するため、申請が必要となります ・ 新規製品のレシピ等に関する申請と、新規製品のパッケージ上のラベル使用に関する申請が必要です

国際フェアトレード基準を順守して、原料調達、製造、販売を開始

※ 認証商品の取引開始までの手続に約2か月要し、開始後は報告や監査の受け入れが必要となります

C

ライセンス認証の認証費用

	費用(税抜き)				御支払の タイミング
	一般ライセンシー			小規模※2 ライセンシー	
	年間総売上高※1 100億円以上	年間総売上高 1億円以上100億円未満	年間総売上高 1億円未満		
初回認証料	20万円 (追加製品ごとに+3万円)	15万円 (追加製品ごとに+2万円)	5万円 (追加製品ごとに+1万円)	3万円 (追加製品料金なし)	契約締結時
ライセンス料	製品小売価格の 1%相当 <small>※上記金額が5万円未満の場合は、ライセンス料を5万円とする</small>	製品小売価格の 1%相当 <small>※上記金額が5万円未満の場合は、ライセンス料を5万円とする</small>	製品小売価格の 1%相当 <small>※上記金額が3万円未満の場合は、ライセンス料を3万円とする</small>	製品小売価格の 1%相当 <small>※上記金額が2万円未満の場合は、ライセンス料を2万円とする</small>	四半期毎 <small>※小規模ライセンシーは 年に一度、一括支払い</small>

■ 上記費用は、生産者支援・フェアトレード普及活動に充てられます(詳しくは後述)

※1 年間総売上高は、企業全体の売上高を指す

※2 小規模ライセンシーの定義: 次の2条件を満たす組織①年間総売上高が1億円以下②最終製品の製造と販売もしくは販売のみを行い、認証ラベルの貼付を行う(認証原料・製品の輸入・卸売は実施していない)



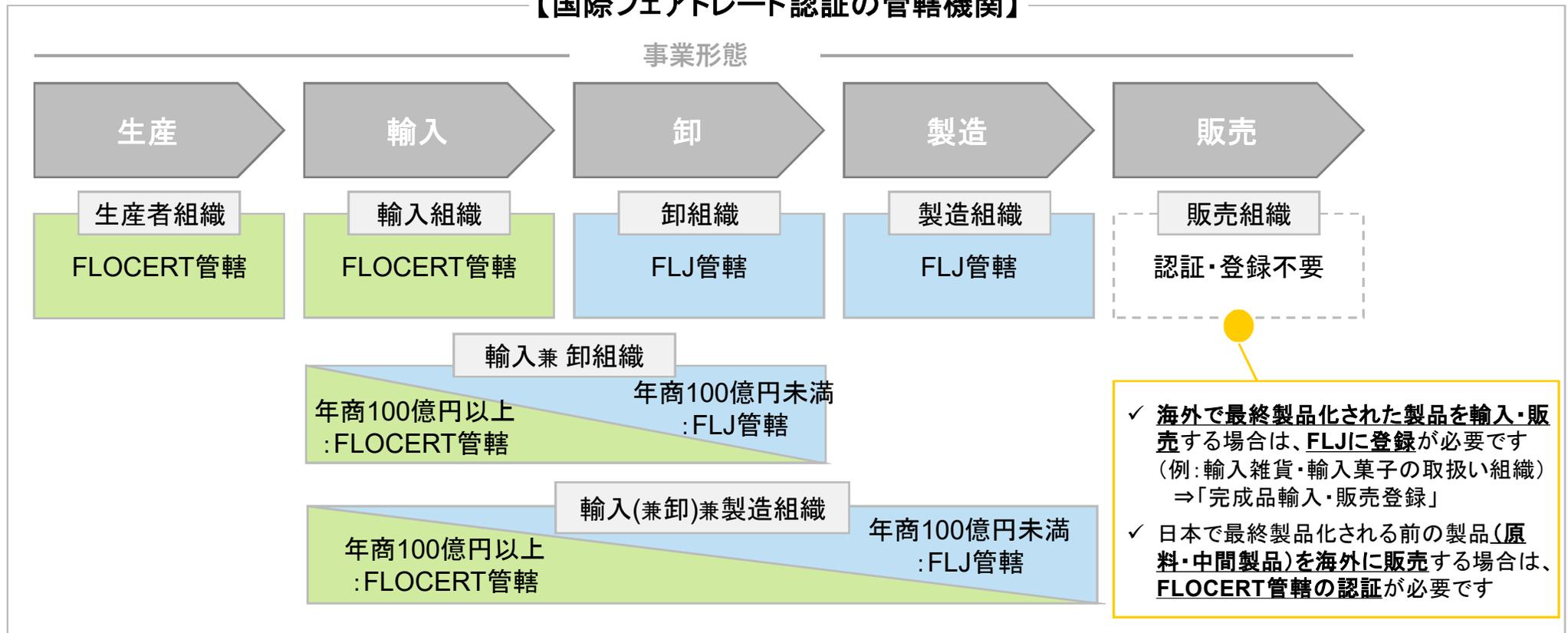
Appendix



Appendix-1. 認証管轄組織

- 国際フェアトレード認証(輸入・卸・製造)は、事業形態や規模に応じて、フェアトレード・ラベル・ジャパン(FLJ)又は海外の認証組織(FLOCERT)が管轄します

【国際フェアトレード認証の管轄機関】



- その他の認証(ライセンス認証、原料調達制度)は、フェアトレード・ラベル・ジャパン(FLJ)が管轄します

Appendix-2. 各組織の取得すべき認証(サプライチェーン全体像の例)

